

監査委員公表第496号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき実施した財政的援助団体等監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年8月24日

大分県監査委員 米 濱 光 郎  
 大分県監査委員 姫 野 邦 子  
 大分県監査委員 大 友 一 夫  
 大分県監査委員 伊 藤 敏 幸

1 監査実施団体数

1 団体

2 財政的援助等の種類別等監査実施状況

(1) 財政的援助等の種類別

監査実施団体を財政的援助等の種類により分類すると次の表のとおりである。

種 別	財 政 的 援 助 等 の 内 容	監査実施団体数
財政的援助団体	補助金	1
合 計		1

(2) 監査実施団体の法的性格別

監査実施団体をその法的性格により分類すると次の表のとおりである。

種 別	監査実施団体数
特例民法法人	1
合 計	1

3 監査対象年度

平成16年度から平成21年度まで

4 監査実施期間

平成22年5月31日から同年6月11日まで

5 監査実施団体の概要及び監査の結果

監査実施団体名 (所管課・室名)	財政的援助等 の種類別	財政的援助等の内容	監査実施日
社団法人大分県トラック協会 (企画振興部総合交通対策課)	補助金	大分県運輸事業振興助成補助金 平成16年度 155,342,000円 平成17年度 162,780,000円 平成18年度 166,504,000円 平成19年度 163,751,000円 平成20年度 154,257,000円 平成21年度 139,775,000円	平成22年5月31日 から平成22年6月11日まで
		監査結果 1 大分県運輸事業振興助成補助金の目的外使用の概要 (1) 出捐金関係の目的外使用	

社団法人大分県トラック協会（以下「トラック協会」という。）は、平成16年度の大分県運輸事業振興助成補助金（以下「補助金」という。）の補助対象経費として社団法人全日本トラック協会（以下「全ト協」という。）に対する出捐金38,835,000円を支払ったと偽装し、県に実績報告書を提出したが、実際には全額を外部の者に融通していた。

平成17年度から平成21年度までの各年度に、全ト協に対し出捐金を支払ったとして実績報告書を提出したが、実際には各年度の支払額の全部又は一部はそれぞれ前年度の未払いの出捐金の支払いに充てられ、平成19年度の支払額の一部10,000,000円は外部の者に融通されていた。

平成21年度に支払ったとする出捐金34,943,000円は、実際には全額が前年度の未払いの出捐金の支払いに充てられ、県が補助金に関する調査を実施した平成22年5月11日までには支払われていなかった。

(2) 出捐金関係以外の目的外使用

上記(1)に加え、トラック協会は仮払金勘定を用いて、交付を受けた補助金を、外部の者に融通し、また補助金を主な収入とする交付金会計以外の会計に繰り入れ補助対象外経費の支払いに充てる等補助の目的外に使用していた。

2 是正改善を要する事項

(1) 内部牽制体制の確立

上記1の補助金の目的外使用は、主に高額な支払いの現金による決済、りん議なく行われた支払い等により資金の移動の追跡を困難とするようにして行われていたことから、口座振込による支払いを原則とする旨の経理規程の改正、りん議の確実な実行等により会計事務に係る内部牽制体制の確立を図られたい。

(2) 適正な資金管理

他の会計について資金不足とならないよう適切な資金収支計画を作成し、一時的にでも交付金会計の資金を他の会計へ繰り入れることのないよう、補助金に係る適正な資金管理を徹底されたい。